

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	健康増進課	整理番号	1-2
許認可等の種類	栄養士免許の訂正・書換え			
根拠法令条例等・条項	栄養士法施行令第2条第1項、第3条第1項、同第2項、第5条第1項、同第4項			
許認可等の概要	栄養士名簿の訂正、栄養士免許証の書換え交付			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・栄養士法施行令 第二条 栄養士名簿には、次に掲げる事項を登録する。 一 登録番号及び登録年月日 二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)、氏名、生年月日及び性別 三 免許の取消し又は名称の使用の停止の処分に関する事項 四 その他厚生労働省令で定める事項 2(略)</p> <p>第三条 栄養士は、前条第一項第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、栄養士名簿の訂正を申請しなければならない。 2 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。 3~4(略)</p> <p>第五条 栄養士は、栄養士免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許を与えた都道府県知事に栄養士免許証の書換え交付を申請することができる。 2~3(略)</p> <p>4 第一項又は第二項の申請をするには、申請書に栄養士免許証又は管理栄養士免許証を添えなければならない。 5(略)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			